

令和4年11月17日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和4年11月16日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消相当

- | | | | | | | | |
|-------|---|--------------------|-------|---|---|---|------------|
| (1) 名 | 称 | 小林歯科医院 | | | | | |
| (2) 所 | 在 | 神奈川県横浜市旭区善部町109-10 | | | | | |
| | 地 | プリヴェ南まきが原 | | | | | |
| (3) 開 | 設 | 者 | 小林 寿典 | | | | |
| (4) 指 | 定 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和4年11月18日 |

※ 当該保険医療機関は、令和2年1月7日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2. 保険医の登録の取消

- | | | | | | | | |
|-------|---|------------|---|---|---|---|-------------------------------|
| (1) 氏 | 名 | 小林 寿典（58歳） | | | | | |
| (2) 登 | 録 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和4年11月18日 |
| (3) 根 | 拠 | と | な | る | 法 | 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第2号 |

【行政処分等に至った経緯】

個別指導を実施したところ、診療報酬請求と診療録の記載内容が相違しているものが認められたことから、個別指導を中断した。

その後、患者調査を実施したところ、実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して診療報酬を不正に請求していること、実際に行った診療を点数の高い別の診療に振り替えて診療報酬を不正に請求していること及び自費診療を行ったにもかかわらず保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたことから、個別指導を中止し、令和元年11月から令和4年2月までの間に計9回の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒

否した。

【行政処分等の主な理由】

1. 元保険医療機関

元開設者である小林寿典は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

保険医である小林寿典歯科医師は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。